

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第6号
件 名	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を確立したうえで、文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区には、昭和63年に制定した「文京区まちづくり推進要綱」等や「まちづくり」という言葉が入った条例等がありますが、他の自治体にあるような「まちづくり」に関する総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」はありません。また、既存の条例・要綱等に於いて、文京区としての「まちづくり」の定義付けを明確に定めておらず、文京区としての「まちづくり」の基本理念も明確に打ち出していません。

一方で、区内の建築紛争は依然としてなくならないばかりか、尖鋭化するケースも出てきており、令和2年5月14日には巨大ワンルームマンション建設を巡り、工事車両の通行ルート等を含めて丁寧な説明を求める地元区民と、それを拒否して工事を強行しようとする事業者の間で議論となり、事業者側が110番通報し、警察官6人が出動する事態が発生しました。その時は、警察官が「文京区と地元区民、事業者で良く話し合ってください」ということで事業者側は引き上げたわけですが、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を確立した、文京区の「まちづくり」の“憲法”とでもいうべき基本条例があり、事業者がそれをしっかり理解した上で開発・建築に携わるなら、こうした事態が起こることはなかったはずで、そこで、文京区の総合的な「まちづくり」に資する『『文の京』まちづくり基本条例』（仮称）制定を検討するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 『『文の京』まちづくり基本条例』（仮称）を制定し、その中で文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を明記してください。
- 2 『『文の京』まちづくり基本条例』（仮称）を制定し、それに基づいた下記の仕組みや制度を整えてください。
 - 世田谷区にあるような、一定規模以上の建築物の建設を計画する際には、構想段階で区に届け出て事前に調整する仕組み
 - 江東区にあるような、一定規模以上のマンション建設計画については、事業者が土地取引等の前に建設事業に関する事項を区に届け出て事前に調整する仕組み
 - 「土砂災害警戒区域」における開発・建築に関しては、文京区として独自の厳しい基準を新たに設ける。（※特に「要配慮者利用施設」に対しては大規模自然災害に備えた安全確保対策を盛り込む）